

(2)  
日  
比  
條  
約  
締  
結  
関  
係

S 1.7.0.0 - 47 253

REEL No. A-1210

0191

アジア歴史資料センター

照合票

第 号

昭和 年 月 日

発信者

受信者

件名

大車庫政略指導大綱(案)  
(日比同盟條約案)

原書は左記に在り

記

A門ノ類ノ項ノ目9ノ5号

(分類 A7009-46)

1575

文書課長

高 裁 案

昭和十八年九月二十五日  
昭 和 年 月 日  
日 決 裁

主 管

主 任

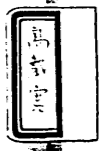
大 臣

次 官

件名 日本と「フィリピン」國間同盟條約案ニ關スル件

本件ニ關シテハ別紙案文ニ依リ各國條約ト折衝スルコトト致度

右仰高裁



外務省

0 79

REEL No. A-1210

秘 1575

件名	日本國「フィリピン」國間同盟條約案ニ關スル件
本件ニ關シテハ別紙添文ニ依リ各關係省ト折衝スルコトト致度	
右仰高裁	
大臣	次官
主管	主任
高裁案	昭和十八年九月廿三日 昭十九年九月廿三日 昭二十年九月廿三日 昭二十一年九月廿三日 昭二十二年九月廿三日 昭二十三年九月廿三日 昭二十四年九月廿三日 昭二十五年九月廿三日 昭二十六年九月廿三日 昭二十七年九月廿三日 昭二十八年九月廿三日 昭二十九年九月廿三日 昭三十年九月廿三日 昭三十一年九月廿三日 昭三十二年九月廿三日 昭三十三年九月廿三日 昭三十四年九月廿三日 昭三十五年九月廿三日 昭三十六年九月廿三日 昭三十七年九月廿三日 昭三十八年九月廿三日 昭三十九年九月廿三日 昭四十年九月廿三日 昭四十一年九月廿三日 昭四十二年九月廿三日 昭四十三年九月廿三日 昭四十四年九月廿三日 昭四十五年九月廿三日 昭四十六年九月廿三日 昭四十七年九月廿三日 昭四十八年九月廿三日 昭四十九年九月廿三日 昭五十年九月廿三日 昭五十一年九月廿三日 昭五十二年九月廿三日 昭五十三年九月廿三日 昭五十四年九月廿三日 昭五十五年九月廿三日 昭五十六年九月廿三日 昭五十七年九月廿三日 昭五十八年九月廿三日 昭五十九年九月廿三日 昭六十年九月廿三日 昭六十一年九月廿三日 昭六十二年九月廿三日 昭六十三年九月廿三日 昭六十四年九月廿三日 昭六十五年九月廿三日 昭六十六年九月廿三日 昭六十七年九月廿三日 昭六十八年九月廿三日 昭六十九年九月廿三日 昭七十年九月廿三日 昭七十一年九月廿三日 昭七十二年九月廿三日 昭七十三年九月廿三日 昭七十四年九月廿三日 昭七十五年九月廿三日 昭七十六年九月廿三日 昭七十七年九月廿三日 昭七十八年九月廿三日 昭七十九年九月廿三日 昭八十年九月廿三日 昭八十一年九月廿三日 昭八十二年九月廿三日 昭八十三年九月廿三日 昭八十四年九月廿三日 昭八十五年九月廿三日 昭八十六年九月廿三日 昭八十七年九月廿三日 昭八十八年九月廿三日 昭八十九年九月廿三日 昭九十年九月廿三日 昭九十一年九月廿三日 昭九十二年九月廿三日 昭九十三年九月廿三日 昭九十四年九月廿三日 昭九十五年九月廿三日 昭九十六年九月廿三日 昭九十七年九月廿三日 昭九十八年九月廿三日 昭九十九年九月廿三日 昭九十年九月廿三日

高裁案

文書課長

注意 決裁手續等ハ直ニ寫三通  
ヲ添ヘ文書課ヘ廻付セラレタシ

外務省

(日本標準規格B5)

0 79

(分類 A7009-46)

照合票

第 号

昭和 年 月 日

発信者

受信者

件名

大車運政略指導大綱(案)  
(日比同盟條約案)

原書は左記に在り

記

A門ノ類ノ項ノ目9ノ2号

REEL No. A-1210

昭和十八年九月

日本國「フィリピン」國間同盟條約

條約局第一課

外務省

日本標準規格B5

0 80

日本國「フィリピン」國間同盟條約

大日本帝國天皇陛下及

「フィリピン」共和國大統領へ

日本國「フィリピン」國ヲ獨立國家トシテ承認シタルニ因リ

兩國ハ相互ニ善隣トシテ其ノ自主獨立ヲ尊重シツテ協力シテ

進歩ニ基ク大東亞ヲ建設シ以テ世界全般ノ平和ニ貢獻センコトヲ期

シ

確乎不動ノ決意ヲ以テ之ガ障害タル一切ノ障礙ヲ排除センコトヲ欲

シ

之ガ爲同盟條約ヲ締結スルコトニ決シ左ノ如ク各其ノ全權委員ヲ任

命セリ

大日本帝國天皇陛下

「フィリピン」共和國大統領

外務省

日本標準規格B5

0 81

ニ於テ交換セラルベシ  
 本協定ハ批准書交換ノ日ヨリ之ヲ實施スベシ  
 右證據トシテ各全權委員ハ本協約ニ署名調印セリ

外務省

右各全權委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之ガ良好妥當ナルヲ認メ  
 タル後左ノ諸條ヲ協定セリ

第一條  
 日本國及「フィリピン」國間ニハ相互ニ其ノ主權及領土ノ尊重ノ基  
 礎ニ於テ永久ニ睦隣友好ノ關係アルベシ

第二條  
 日本國及「フィリピン」國ハ大東亞ノ建設及安定確保ノ爲相互ニ緊  
 密ニ協力シ有ラユルニ努ムルヲ爲スベシ

第三條  
 本協約ノ實施ノ爲必要ナル細目ハ兩國當該官廳間ニ協議決定セラル  
 ベシ

第四條  
 本協約ハ批准セラルベク且其ノ批准書ハ成ルベク速ニ

外務省

1575

第一案

(「フィリピン」國カ條約實施ト同時ニ參成スル場合)

外務省

日十陸軍規格B5

0 85



1575

附  
屬  
文  
書

外務省

日十陸軍規格B5

0 84

REEL No. A-1210

0195

アジア歴史資料センター

第二案

(「フィリピン」議が締約實施ト同時ニ參戰セザル場合)

外務省

日本標準規格B5

戰爭完遂ニ付テノ協力ニ關スル日本國「フィリピン」  
國共同宣言

大日本帝國政府及「フィリピン」共和國政府へ

兩國緊密ニ協力シテ米英兩國ニ對スル共同ノ戰爭ヲ完遂シ道義ニ基  
ク大東亞ヲ建設シ以テ世界全般ノ平和ニ貢獻センコトヲ期シ左ノ通  
宣言ス

大日本帝國及「フィリピン」共和國へ米國及英國ニ對スル共同ノ

戰爭ヲ完遂スル爲軍事上、政治上及經濟上完全ナル協力ヲ爲ス

昭和十八年 月 日即チ 年 月 日ニ

於テ

外務省

日本標準規格B5

秘 密 交 換 公 文

外 務 省

CIJ 標準規格 B5

0, 86

(來 翰 譯 文)

以 密 翰 啓 上 致 映 諒 者 本 日 「フイリピン」 國 日 本 國 間 同 盟 條 約 ニ 著 名  
ス ル ニ 當 リ 本 官 ト 閣 下 ト ノ 間 ニ 左 ノ 了 解 成 立 致 候

「フイリピン」 國 へ 日 本 國 ト ノ 間 ニ 別 ニ 協 議 決 定 セ ラ ル ル 所 ニ 從  
ヒ 大 東 亞 戰 争 ニ 參 入 シ 日 本 國 ニ 對 シ 所 要 ノ 支 援 フ 與 フ ベ キ コ ト フ  
約 ス

本 官 へ 閣 下 ニ 於 テ 前 記 了 解 フ 確 認 セ ラ レ ン コ ト フ 希 望 致 候  
本 官 へ 茲 ニ 閣 下 ニ 向 テ 敬 意 フ 表 シ 候 敬 具

年 月 日 二 於 テ

外 務 省

CIJ 標準規格 B5

0, 89



極秘

1575

昭和十八年九月二十七日

四省主務者會議

日本國「フィリピン」顧問同盟條約（案）

政務局 第二課

外務省

(日本標準規格B5)

0 91

1575

(往翰)

以警備上致候願者本日附貴館ヲ以テ左記ノ趣御申越相成敬承致候  
本日「フィリピン」國日本國間同盟條約ニ署名スルニ當リ本官ト  
閣下トノ間ニ左ノ了解成立致候

「フィリピン」國へ日本國トノ間ニ別ニ協議決定セラルル所ニ  
從ヒ大東亞戰爭ニ參入シ日本國ニ對シ所要ノ支撥ヲ與フベキコ  
トヲ約ス

本官へ閣下ニ於テ前記了解ヲ確認セラレンコトヲ希望致候

本使へ茲ニ前記了解ヲ確認致候

右同答券本使へ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具

昭和 年 月 日 二於テ

外務省

(日本標準規格B5)

0 90

REEL No. A-1210

アジア歴史資料センター

日本國「フィリピン」國の地位  
 大日本帝國天皇陛下  
 「フィリピン」共和國大總統へ  
 日本國が「フィリピン」國に對して承認したるニシテ  
 自國ハ和平ニ對して其ノ自主獨立ヲ尊重シツツ  
 道義ニ基クテ東亞ヲ維持シ以テ世界至平ノ平和ニ資スルコトヲ  
 志ス  
 貴國ノ不平等ノ條約ヲ廢止シテ之カ時ニ於テ一切ノ權利ヲ恢復センコトヲ  
 望ム  
 之カ時ニ於テ貴國ノ承認スルコトニ對シテ如ク各表ノ意ヲ示シ  
 合セリ

(日本標準規格書)

0 92

外務省

大日本帝國天皇陛下  
 「フィリピン」共和國大總統  
 右各全權委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之カ良好妥當ナルヲ認メ  
 タル後左ノ諸條ヲ協定セリ  
 第一條  
 日本國及「フィリピン」國ハ大東亞戰爭完了ノ後各般ニ互リ有ユル  
 及平等ノ地位ニ依リ相互ニ援助スベキヲ以テ  
 協力及支援ヲ爲スベシ  
 經濟上ハ有ラユル  
 第二條  
 日本國及「フィリピン」國間ニハ相互ニ其ノ主權及領土ノ尊重ノ  
 爲ニ於テ永久ニ善隣友好ノ關係アルベシ

(日本標準規格書)

0 93

外務省

第三條

日本國及「フィリピン」國ハ大東亞ノ海峽林助事ノ為相互ニ緊密ニ協力スベシ

第四條

本條約ノ實施ノ為必要ナル補員ハ兩國當該官廳間ニ協議決定セラルベシ

第五條

本條約ハ日本國及「フィリピン」國ニ於テ其ノ批准ヲ了シタル日より實施セラルベシ

第六條

本條約ハ成ルベク速ニ批准セラルベシ批准書ノ交換ハ

(日本標準規格B5)

外務省

テ成ルベク速ニ行ハルベシ

右條約トシテ各該國領事官ハ本條約ニ署名副印セリ

外務省

(日本標準規格B5)

極秘

1575

昭和十八年九月二十七日

四省主務者會議

日本國「フィリピン」國間同盟條約（案）

政務局第二課

外務省

日本標準規格B5

0 96

1575

日本國「フィリピン」國間同盟條約

大日本帝國天皇陛下及

「フィリピン」共和國大統領ハ

日本國カ「フィリピン」國ヲ獨立國家トシテ承認シタルニ因リ

兩國ハ相互ニ善隣トシテ其ノ自主獨立ヲ尊重シツツ緊密ニ協力シテ

道義ニ基ク大東亞ヲ建設シ以テ世界全般ノ平和ニ貢獻センコトヲ期

シ

確乎不動ノ決意ヲ以テ之カ障害タル一切ノ禍根ヲ芟除センコトヲ欲

シ

之カ爲同盟條約ヲ締結スルコトニ決シ左ノ如ク各其ノ全權委員ヲ任

命セリ

外務省

日本標準規格B5

0 97

REEL No. A-1210

0202

アジア歴史資料センター

第三條  
日本國及「フィリピン」國ハ大東亞ノ建設及防衛ノ爲相互ニ緊密ニ協力スベシ

第四條  
本條約ノ實施ノ爲必要ナル細目ハ兩國當該官意間ニ協議決定セララルベシ

第五條  
本條約ハ日本國及「フィリピン」國ニ於テ其ノ批准ヲ了シタル日ヨリ實施セラルベシ

第六條  
本條約ハ成ルベク速ニ批准セララルベシ批准書ノ交換ハ

外務省

CIJ 標準規格 B5

大日本帝國天皇陛下  
「フィリピン」共和國大統領  
右各全權委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之カ良好妥當ナルヲ認メタル後左ノ諸條ヲ協定セリ

第一條  
日本國及「フィリピン」國ハ大東亞戰爭完遂ノ爲各殺ニ亘リ有ユル協力及支援ヲ爲スベシ

第二條  
日本國及「フィリピン」國間ニハ相互ニ其ノ主權及領土ノ尊重ノ基礎ニ於テ永久ニ善隣友好ノ關係アルベシ

外務省

CIJ 標準規格 B5



極秘

1575

議定書(案) 一八九二八 兩政  
 日本國「フィリッピン」國間同盟條約ニ署名スルニ當リ下記ノ全權  
 委員ハ同盟條約第一條ニ規定スル大東亞戰爭完遂ノ爲ノ軍事的及經  
 濟的協力ノ主タル様派ハ當リ左ノ通ナルナルヘキ旨ヲ 協定セリ  
 「フィリッピン」國カ大東亞戰爭ニ參戰スルト否トニ向テ同國  
 ハ日本國ノ爲スヘキ軍事行動ノ爲一切ノ便宜ヲ供與スヘク日本國  
 ハ「フィリッピン」ノ防衛ニ協力スヘシ  
 「フィリッピン」國ハ大東亞戰爭遂行上日本國ノ必要トスル資源  
 ノ取得開發ニ付一切ノ便宜ヲ供與スヘク日本國ハ「フィリッピン」

大東亞省

0 101

1575

於テ成ルベク速ニ行ハルベシ  
 右證據トシテ各全權委員ハ本條約ニ署名調印セリ

外務省

CH 下標準規格B5

0 100

REEL No. A-1210

0204

アジア歴史資料センター

極秘

1575

1575

第一案

第二條

日本國及「フィリピン」國ハ兩國ノ一方ノ領土及存立ニ對スル一切ノ脅威ハ同時ニ他方ニ對スル脅威タルノ事實ヲ認メ兩國ハ其ノ防衛ノ爲緊密ニ協力シ有ラユル援助ヲ爲スベシ

外務省

(日本標準規格B5)

0 102

大東亞省

右證據トシテ下記ノ全權委員ハ本議定書ニ署名調印セリ

國ノ戰時經濟ノ維持ニ對シ援助ヲヘシ

タイプライター用復写用牛紙(石井紙)

0 101-1

REEL No. A-1210

0205

アジア歴史資料センター



1575

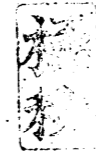
第一案  
第二條

日本國及「フィリピン」國ハ兩國ノ一方ノ領土及存立ニ對スル一切ノ脅威ハ同時ニ他方ニ對スル脅威タルノ事實ヲ認メ兩國ハ其ノ防衛ノ爲緊密ニ協力シ有ラユル援助ヲ爲スベシ

外務省

(日本標準規格B5)

0:104



1575

第一案  
第二條

日本國及「フィリピン」國ハ兩國ノ一方ノ領土及存立ニ對スル一切ノ脅威ハ同時ニ他方ニ對スル脅威タルノ事實ヲ認メ兩國ハ其ノ防衛ノ爲緊密ニ協力シ有ラユル援助ヲ爲スベシ

外務省

(日本標準規格B5)

0:103

REEL No. A-1210

0206

アジア歴史資料センター



秘

1575

第一案  
第二條

日本國及「フィリピン」國ハ兩國ノ一方ノ領土及存立ニ對スル一切ノ脅威ハ同時ニ他方ニ對スル脅威タルノ事實ヲ認メ兩國ハ其ノ防衛ノ爲緊密ニ協力シ有ラユル援助ヲ爲スベシ

外務省

(日本標準規格B5)

0 106

秘

1575

第一案  
第二條

日本國及「フィリピン」國ハ兩國ノ一方ノ領土及存立ニ對スル一切ノ脅威ハ同時ニ他方ニ對スル脅威タルノ事實ヲ認メ兩國ハ其ノ防衛ノ爲緊密ニ協力シ有ラユル援助ヲ爲スベシ

外務省

(日本標準規格B5)

0 105

REEL No. A-1210

0207

アジア歴史資料センター



1575

第一案

第二條

日本國及「フィリピン」國へ兩國ノ一方ノ領土及存立ニ對スル一切ノ脅威ハ同時ニ他方ニ對スル脅威タルノ事實ヲ認メ兩國ハ其ノ防衛ノ爲緊密ニ協力シ有ラヌル援助ヲ爲スベシ

外務省

(日本標準規格B5)

0 107



1575

第一案

第二條

日本國及「フィリピン」國へ兩國ノ一方ノ領土及存立ニ對スル一切ノ脅威ハ同時ニ他方ニ對スル脅威タルノ事實ヲ認メ兩國ハ其ノ防衛ノ爲緊密ニ協力シ有ラヌル援助ヲ爲スベシ

外務省

(日本標準規格B5)

0 108

REEL No. A-1210

0208

アジア歴史資料センター



1575

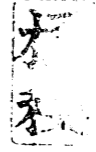
第二案  
第二條

日本國及「フィリピン」國ハ「フィリピン」國ノ領土及存立ニ對スル一切ノ脅威ハ同時ニ日本國ニ對スル脅威タルノ事實ヲ認め兩國ハ「フィリピン」國ノ防衛ノ爲緊密ニ協力シ有ラユル援助ヲ爲スベシ

外務省

(日本標準規格B5)

0 110



1575

第二案  
第二條

日本國及「フィリピン」國ハ「フィリピン」國ノ領土及存立ニ對スル一切ノ脅威ハ同時ニ日本國ニ對スル脅威タルノ事實ヲ認め兩國ハ「フィリピン」國ノ防衛ノ爲緊密ニ協力シ有ラユル援助ヲ爲スベシ

外務省

(日本標準規格B5)

0 109

REEL No. A-1210

0209

アジア歴史資料センター



1575

第二條

日本國及「フィリピン」國ハ「フィリピン」國ノ領土及存立ニ對スル一切ノ脅威ハ同時ニ日本國ニ對スル脅威タルノ事實ヲ認メ兩國ハ「フィリピン」國ノ防衛ノ爲緊密ニ協力シ有ラユル援助ヲ爲スベシ

外務省

(日本標準規格B5)

0 112



1575

第二條

日本國及「フィリピン」國ハ「フィリピン」國ノ領土及存立ニ對スル一切ノ脅威ハ同時ニ日本國ニ對スル脅威タルノ事實ヲ認メ兩國ハ「フィリピン」國ノ防衛ノ爲緊密ニ協力シ有ラユル援助ヲ爲スベシ

外務省

(日本標準規格B5)

0 111

REEL No. A-1210



1575

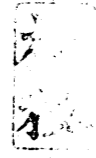
第二條  
第二條

日本國及「フィリピン」國ハ「フィリピン」國ノ領土及存立ニ對スル一切ノ脅威ハ同時ニ日本國ニ對スル脅威タルノ事實ヲ認メ兩國ハ「フィリピン」國ノ防衛ノ爲<sup>相互</sup>緊密ニ協力シ有ラユル援助ヲ爲スベシ

外務省

(日本標準規格B5)

0 114



1575

第二條  
第二條

日本國及「フィリピン」國ハ「フィリピン」國ノ領土及存立ニ對スル一切ノ脅威ハ同時ニ日本國ニ對スル脅威タルノ事實ヲ認メ兩國ハ「フィリピン」國ノ防衛ノ爲<sup>相互</sup>緊密ニ協力シ有ラユル援助ヲ爲スベシ

外務省

(日本標準規格B5)

0 113

REEL No. A-1210

1575

日本國及「フィリピン」國ハ「フィリピン」國ノ領土及存立ニ對ス  
 ル一切ノ脅威ハ同時ニ日本國ニ對スル脅威タルノ事實ヲ認メ兩國ハ  
 「フィリピン」國ノ防衛ノ爲緊密ニ協力シ有ラニテ援助ヲ爲スベシ  
 日本國  
 第一の相手 第二の相手  
 日本國及「フィリピン」國ハ「フィリピン」國ノ領土及存立ニ  
 對スル一切ノ脅威ハ同時ニ他方ニ對スル品川威タルノ  
 事實ヲ認メ兩國ハ「フィリピン」國ノ防衛ノ爲緊密ニ協力シ  
 有ラニテ援助ヲ爲スベシ

0 116

外務省

1575

第二條

日本國及「フィリピン」國ハ「フィリピン」國ノ領土及存立ニ對ス  
 ル一切ノ脅威ハ同時ニ日本國ニ對スル脅威タルノ事實ヲ認メ兩國ハ  
 「フィリピン」國ノ防衛ノ爲緊密ニ協力シ有ラニテ援助ヲ爲スベシ

(日本標準規格 B5)

0 115

外務省

REEL No. A-1210

日本国及びフィリピン  
 諸島に對スルニ日本國ニ對スル脅威タルノ事實ヲ認メ兩國ハ  
 「フィリピン」島ノ防衛ノ爲メ密ニ協力シ有ラユルニ助ツ爲スベシ  
 日本國及「フィリピン」島ノ領土及存立ニ對ス  
 ル一切ノ脅威ハ同時ニ日本國ニ對スル脅威タルノ事實ヲ認メ兩國ハ  
 「フィリピン」島ノ防衛ノ爲メ密ニ協力シ有ラユルニ助ツ爲スベシ

0 116

外務省

第二條  
 日本國及「フィリピン」島ノ領土及存立ニ對ス  
 ル一切ノ脅威ハ同時ニ日本國ニ對スル脅威タルノ事實ヲ認メ兩國ハ  
 「フィリピン」島ノ防衛ノ爲メ密ニ協力シ有ラユルニ助ツ爲スベシ

外務省

日本標準規格B5

0 115

1575

(來翰譯文)

以書翰啓上致候頭者本日「フィリピン」國日本國間同盟條約ニ署名スルニ當リ本官ト閣下トノ間ニ左ノ了解成立致候

「フィリピン」國ハ日本國トノ間ニ別ニ協定決定セラルル所ニ從ヒ大東亞戰爭ニ參入シ日本國ニ對シ所與ノ支援ヲ與フベキコトヲ

約ス

本官ハ閣下ニ於テ前記了解ヲ確認セラレンコトヲ希望致候

本官ハ茲ニ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具

年 月 日                      ニ於テ

(日本標準規格B5)

0 118

外務省

1575

交 換 公 文

(日本標準規格B5)

0 117

外務省

REEL No. A-1210



(往翰)

以書翰啓上致候願者本日附貴翰ヲ以テ左記ノ趣御申越相成敬承致候  
本日「フィリピン」國日本國間同盟條約ニ署名スルニ當リ本官ト  
閣下トノ間ニ左ノ了解成立致候

「フィリピン」國へ日本國トノ間ニ別ニ協議決定セラルル所ニ  
從ヒ大東亞戰爭ニ參入シ日本國ニ對シ所要ノ支援ヲ與フベキコ  
トヲ約ス

本官へ閣下ニ於テ前記了解ヲ確認セラレシコトヲ希望致候  
本使へ茲ニ前記了解ヲ確認致候  
右回答等本使へ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具

昭和 年 月 日 二於テ

外務省

(日本標準規格B5)

0 119

議 定 書 (案)

日本國「フィリッピン」國間同盟條約ニ署名スルニ當リ下記ノ全權委員ハ同盟條約第一條ニ規定スル大東亞戰爭完遂ノ爲ノ軍事的及經濟的協定ノ主タル様態ハ若書中左ノ通ナルヘキ旨ヲ協定セリ

「フィリッピン」國ハ大東亞戰爭ニ參戰スルト否トニ拘ラス同國ハ日本國ノ爲スヘキ軍事行動ノ爲一切ノ便宜ヲ供與スヘク日本國ハ「フィリッピン」ノ防衛ニ協力スヘシ

「フィリッピン」國ハ大東亞戰爭遂行上日本國ノ必要トスル資源ヲ取得開發ニ付一切ノ便宜ヲ供與スヘク日本國ハ「フィリッピン」國ノ戰時經濟ノ維持ニ對シ援助スヘシ

右證據トシテ下記ノ全權委員ハ本議定書ニ署名調印セリ

0.121

0.120

リヒト同盟条約成立ノ用ニ付  
 本件条約成立ハ比島側ニ於テハ日及「タカログ」文「ワラ」ニ  
 コトヲ希望スル所ナリトシテハ例ニ於テハ「タカログ」語ハ冬約ニ  
 対シテ「ワラ」ニ付ヘシメタル也「ワラ」ハ  
 本件ニ對シテ「ワラ」ニ付ヘシメタル也「ワラ」ハ  
 本件ニ對シテ「ワラ」ニ付ヘシメタル也「ワラ」ハ  
 本件ニ對シテ「ワラ」ニ付ヘシメタル也「ワラ」ハ  
 本件ニ對シテ「ワラ」ニ付ヘシメタル也「ワラ」ハ

外務省



日	日比間同盟條約國內手續決定表
一日 (金)	主務者會議案文確定。十二日
二日	現地側ノ同意取付。十三日 (水)
三日 (日)	連絡會議了解。十四日 (不)
四日	特派大使任命。全權。十五日 (金)
五日	御委任狀御下付。十六日
六日	「ラウレル」退京。十七日 (日)
七日	調印本書作成及送付。十八日
八日 (金)	「ラウレル」「マニラ」着。十九日
九日	
十日 (日)	樞密院本會議。二十日 (水)
十一日	御批准書送付。御批准書交換。二十一日
	御批准書交換。二十五日

軍政撤廢。獨立宣言。條約調印。

外務省

(日本標準規格B5)

日比間同盟条約成文ニ付スル件

不伴条約成文ハ比島側ノ不伴ハ日不文及「タカログ」文ヲ以テ成トス  
 コトヲ命ジテ居リタニ「タカログ」不伴ニ付テハ「タカログ」語ハ各約ニ成トス  
 不伴ノ語ヤ「福島書院」ヨリ「ラウレル」ニ付ヘシメタルハ「ラウレル」ハ「カ  
 上ハ「ラウレル」モ「カ」文ニ付テ成文トスルコトハ不伴「カ」タカログ語ノ語  
 用ニ得ザルト同様に理由ニ依リ成文トスルコトハ不伴「カ」タカログ語ノ語  
 正オ文ト成度トノ申出タリ 考慮ノ結果 此ノ際ハ「ラウレル」ニ付テ成文ト  
 スルコト「カ」ラウレル「ラウレル」付ヘシメタルカ

外務省

極秘

日比間同盟條約國內手續豫定表

一日 (金)	主務者會議案文確定。現地側ノ同意取付。	十二日 (水)	
二日	連絡會議了結。	十三日 (水)	
三日 (日)		十四日 (不)	
四日	特派大使任命。全權御委任狀御下付。	十五日 (金)	軍政撤廢。獨立宣言條約調印。
五日		十六日	
六日	「ラウレル」退京。調印本書作成及送付。	十七日 (日)	
七日		十八日	
八日 (金)	「ラウレル」「マニラ」着。	十九日	
九日		二十日 (水)	樞密院本會議。御批准。
十日 (日)		二十一日	御批准書御下附。御批准書送付。
十一日		二十五日	御批准書交換。

外務省

極秘

1575

日比條約締結ノ手續ト軍政廢止等トノ關係ニ關スル件

(昭和十八年七月 南政)

タイプライター用複寫用半紙(石井研)

新比島國ノ條約締結權及條約締結手續ニ關シテハ新比島憲法第二條第十二項ニ大統領ハ議會ノ過半数ノ同意ヲ經テ條約ヲ締結スル旨ノ規定アリ米國憲法第二條第二項ノニモ之ト略同様ノ規定ヲ設ケ居ルモ比島ニ於テハ之ガ運用ニ當リ如何ニ運用セラルベキヤニ付テハ末々何等價習成立シ居ラザルヲ以テ判斷スル能ハス

但シ假リニ新比島憲法ノ前記條項ガ米國憲法ト同様ニ運用セラルルモノトセバ

(一)條約ニ付テハ大体ニ於テ批准ヲ要スル國際條約ハ條約調印後之ヲ議會ニ附議スルコトナリ

大東亞省

大東亞省 日本郵政省 1575

極秘

1575

日比條約締結ノ手續ト軍政廢止等トノ  
關係ニ關スル件

(昭和十八年七月 南政)

新比島國ノ條約締結權及條約締結手續ニ關シテハ新比島憲法第二條  
第十二項ニ大統領ハ議會ノ過半数ノ同意ヲ經テ條約ヲ締結スル旨ノ

○條約締結權ハ大統領ニ在リ  
○條約締結手續ハ議會ノ過半数ノ同意ヲ經テ之ヲ行フ

ノニモ之ト略同様ノ規定ヲ設ケ居  
リ如何ニ運用セラルベキヤニ付テハ  
以テ判斷スル能ハス

○此ノ條約締結權ハ新比島憲法ニ規定スル所ニ依リテ之ヲ行使スルベキナリ

項ガ本國憲法ト同様ニ遵行セラルル  
ヲ要スル國際條約ハ條約調印後之ヲ

○此ノ條約締結權ハ新比島憲法ニ規定スル所ニ依リテ之ヲ行使スルベキナリ

大東亞省

萩原

(二)右以外ノ國際約定(政治的ニ相當)重要ナルモノヲ含ム一ハ行政  
 取極メトシテ議會ノ議ヲ經ス大統領ノ裁可(原則トシテ調印前ニ  
 ニ依リ締結セラルルコトトナルベシ(詳細外務省條約局昭和十二  
 年四月作製「各國ニ於ケル條約及國際約定締結ノ手續ニ關スル制  
 度」参照)  
 仍テ先ヅ比島側ニ對シ獨立後日比間ニ締結スベキ條約案ヲ選シ右ヲ  
 比島憲法上所謂條約トシテ締結スル考ナリヤ行政ヲ取極メトシテ締  
 結スル意圖ナルヤヲ確メルコトヲ必要トス  
 但米國ノ前例ニ徵スルニ石井「ランシング」協定等極メテ重要ナル  
 行政取極メトシテ締結シタルコトアリト雖モ一期間ニ新タニ締結セ  
 ラルベキ日比條約ノ重要性ニ鑑ミ之ヲ行政取極メトシテ締結スルコ  
 トハ面白カラザルヤニ認メラル

大東亞省

而シテ條約ニ依ルト行政取極メニ依ルトヲ問ハズ條約締結ノ時期軍  
 政廢止獨立承認ノ時期等トノ關係ニ付極メテ困難ナル問題ヲ生ズ別  
 紙第一案乃至第五案何レカニアルモノト思考ス

大東亞省

我方國內ノ法律論（軍政解除ノ時期等ノ關係）トシテハ最モ面  
倒ナキ案ナリ

但即日比島議會ノ手續ヲ完了スルコトニ事實上支障ルヤモ計リ  
難ク又調印前ニ議會ニ附議スルコトニ付比島側ニ異議アルヤモ  
知レズ

大東亞省

第一案	(比島議會ヲシテ即日承認セシムル案)
X-15日頃	條約案提示 事實上ノ交渉開始
X-6日迄	條約案ニ付事實上安結
X-1日迄	日本側ノミ條約案ニ付事實御裁可奏請、樞府ニ御諮 詢、御裁可濟ノ旨現地へ電報
X日	軍政解除
同日	獨立宣言
同日	比島議會ニ於テ條約案承認
同日	條約締結（即日効力發生）
同日又ハ連日	軍事協定締結

備考  
（政治的効果）比島力自由ニ條約ヲ締結シタリトシテ木鬼モ角トシ

大東亞省



第二案	(先ツ軍政ヲ廢止スル案)
X-10日頃	條約案提示事實上ノ交渉開始
X日以前又ハX日	軍政廢止
X日	獨立宣言 (比島國成立)
X日(又ハ以後)	條約正式交渉(安スレバ「イニシアル」ヲ爲ス)
備後	日比双方共國內手續(日本側ハ「事前ノ御意可」トシテ福府ニ御諮詢比島側ハ議會ニ對シ所安ノ手續)
X+7日頃	條約締結(即日効力發生)
備考	軍事助定締結

(+)此ノ場合純法律的ニハ帝國ハ條約正式交渉開始ニ依リ比島國ヲ承認スルモノナルカ政治的ニハ條約ニ依リ承認セルモノトシテ

大東亞省

取扱ノ

(+)條約ハ「イニシアル」ニ依リ國家ヲ拘束セザルモ交渉當事者(甲本大使及「ラウレル」)ハ天レ以上條約案ヲ修正スルコトナカルハ「キ固」ヲ約スルモノニシテ道義的ニハ拘束カアリ

(-)比島側トシテ條約ニ付調印前ニ議會ニ附議スルコトニ若干異議アルヤモ知レス

大東亞省

X+20 日頃	備後	X 日	X 日	X 日以前又ハX日	X-10 日頃	第三案（批准條項附條約ニ依ル案）
						條約案提示事實上ノ交渉開始
						軍政廢止 （ <i>フィリピン</i> ）
						獨立宣言（比島國成立）
						條約調印（但批准條項附、從テ效力發生セズ）
						日比双方共國內手續（日本側ハ御批准トシテ樞府ニ御諮詢、比島側ハ議會ニ對シ所要ノ手續）
						批准交換（條約效力發生）
						軍事協定締結

備考

(一) 承認ノ時期ニ付テハ第一案ニ同シ

(二) 批准條項附條約ハ調印セルノミニテハ條約案ニ「イニシアブル」ナルト同程度ノ道義的效果アルノミナリ

(三) 比島側トシテハ批准條項附條約ヲ調印後議會ニ附議スル米國ノ慣例ト合致スルヲ以テ最モ希望スル所ナルベシ

(四) 但條約ノ性質上批准條項附トスルコトハ不適當ナリト認メラル

(五) 「マニラ」ニ於テ條約調印後調印本書ヲ本邦ニ送付シ上覽ニ供シ之ニ對シ御批准ヲ奏請シ樞府ノ御諮詢ヲ經テ御批准ヲ得一方比島側手續ヲ完了シ東京（又ハ「マニラ」）ニ於テ批准書ヲ交換スルニハ少クトモ二十日位ヲ要スヘシ

第四案（比島側ガ「アドレフェレンタム」ニテ條約ヲ締結スル案）	X-15 日頃	條約案提示事實上ノ交渉開始
	X-6 日迄ニ	條約案ニ付事實上妥結
	X-1 日迄ニ	日本側ノミ條約案ニ付事前ノ御裁可奏請、樞府ニ御諮詢、御裁可済ノ旨現地ヘ電報
	X 日	車政解除 獨立宣言
爾後		條約締結（但比島側ハ「アドレフェレンタム」トス） 即日效力發生 軍事協定締結 比島側國內手續（議解ノ承認）

- (一) 承認ノ時期ニ付テハ第一案ニ同ジ
- (二) 我方ニ關スル限リハ「ビルマ」ノ場合ト同一ノ手順トナル
- (三) 比島側ニ關シテハ議會ノ承認ヲ條件トシ解除條件附ユテ效力ヲ發生スルコトトナル
- (四) 比島議會カ此ノ種條約ノ締結ノ方法ヲ憲法違反ニ非スト認ムルヤ否ヤ判明セス從テ「ラウレル」カ受諾スルヤ否ヤ不明ナリ
- (五) 比島議會カ條約ヲ否決セル場合ハ全ク引込ミノツカサルコトトナルノミナラス我方ハ事前ノ御裁可、先方ハ「アドレフェレンタム」トスルコトハ体面上モ面白カラストノ批難アリ得ヘシ

備考

(一) 第二案 <sup>又ハ</sup> 第三案ニ依ルトキハ政治的ニハ條約發効迄帝國政府ハ比島ヲ承認シ居ラサルコトナル處獨立ノ通電ニハ獨、滿、華等ヨリ承認ノ旨返電アルヘク帝國ニ先ンシ此等諸國カ承認シタルコトトナルモ右ハ甚々面白カラズ本案ハ此ノ不便ヲ解除シ得

(二) 承認ニ依リ帝國ハ比島ヲ獨立國ト認メ當然敵國領土ニ非サルニ至ルヲ以テ占領地行政(軍政)ハ廢止セラルヘキナリ

(三) 形式的ニハ承認ハ無條件ニシテ條約ノ内容カ帝國ノ承認ノ條件タルコトカ明白ナラサル缺點アリ

(四) 條約締結手續上ノ利害ハ以下第二案 <sup>又ハ</sup> 第三案何レニ依ルカニ依リ同様ノ利害アリ

第五案(先ツ比島ヲ承認スル案)

X 10 日頃

X 日

條約案提示事實上交渉ヲ開始シ安堵ヲ計ル

軍政解除

獨立宣言

獨立通告(比島外相ヨリ日本外相宛電報又ハ特派大使へ通告)

日本ノ獨立承認(日本外相ヨリ返電又ハ特派大使ヨリノ回答ヲ待待候ハシ)

條約正式交渉

以下第二案第三案又ハ第四案ニ依ル

X 日又ハ以後





般ニ亘リ相互ニ協カスヘシ

第二條

「フィリッピン」國ハ日本國ニ對シ大東亞戰爭終了迄ノ間日本國ノ戰爭遂行ノ爲所要ノ協カヲ爲スベシ

(第二條第二案)

「兩國ハ「フィリッピン」ノ共同防衛ノ爲所要ノ協カヲ爲スコトヲ約ス」

第三條

日本國及「フィリッピン」國ハ大東亞各國ノ共榮ヲ趣旨トスル自主的發展及大東亞興隆ノ爲ノ共同ノ建設ニ付相互ニ秘密ニ協カスベシ

第四條

本條約ノ實施ニ關スル科目ハ必要ニ應ジ兩國當該官憲間ニ協議決定セラルベシ

大東亞省

第五條

本條約ハ署名ノ日ヨリ實施セラルヘシ

大東亞省

一 占領地行政（所謂軍政）ヲ行フハ敵國ノ領土ニシテ之ヲ占領シ居ル地取タルヲ安ス獨立ニ依リ威嚇ニ非サルニ至リタル場合ハ占領地行政ハ當然終止スヘキナリ

二 敵國ノ領土ヲ占領シタル場合占領地行政ヲ行フコトハ占領軍ノ權利ニシテ義務ニ非ス占領地ニ於テ占領地行政ヲ行ハサルコトヲ得又一旦占領地行政ヲ行ヒタル後何時ニテモ之ヲ廢止シ得ルニ占領軍ハ占領地行政ヲ行ハサル時期アリ「シベリア」出兵當時ノ如キ事例アリ

三 占領地行政（軍政）施行中ハ軍司令官カ絕對ノ權利ヲ有スト解セ

（十八九十六南政）  
 敵國ノ獨立、停戰及條約締結ト軍政ノ  
 撤廢ノ時期的關係ニ關スル件

大東亞省

ラ  
 從テ占領地行政施行中獨立ノ宣言、條約ノ締結ヲ爲シタル場合  
 相手方ノ自由意志ニ依リ締結セラルタルモノト解スル能ハス

占領地行政廢止前ニ締結セラルタル條約ハ軍司令官ノ命ニ服スヘキ地位ニ在ル一比鄰人ト信認代表ノ間ニ締結セラルタルモノニシテ當然無意味ナルノミナラス法律的ニモ無効ナルモノト請フヘシ即チ條約締結ニ先テ先ツ事實上獨立ノ請求カ存存シ軍政力解除ヲラレ占リ終極代表者カ自由意志ニ基キ信認代表ト條約ヲ止式ニ交渉シテ調印スルヲ安ス

四 右ハ軍ニ法律問題トシテ條約ノ有效無効ノ問題タルノミナラス政治的ニモ比鄰人ヲシテ條約ヲ與ニ自ラ約束シタルモノナリト感セシムルカ爲ニモ將又敵國ノ比鄰獨立無効論等ヲ對スルカ爲ニモ

大東亞省



國家ハ他ノ國家ノ承認 (Recognition) ヲ須チテ始メテ成立スルモノデハナイ。尙モ一定ノ土地及人民ヲ包含スル政治團體ヲ存シ、且ツ之ヲ基礎トスル統治主體ヲ存シ、國體及統治主體方永続的性質ヲ備フルニ至ルトキハ、主權ヲ有フ政治主體即チ國家ガ既に存立スルモノデアアル。國家ノ成立スルニ至レルヤ否ヤハ、其切實ノ實際ノ事實ノ考慮ニ依リ決定スベキ事實上ノ問題デアアル。、、、、、、、  
 此ニ成立セル國家ガ國際關係ノ一員トシテ國際法上ノ權利義務ヲ有スル爲メニハ、他ノ國家ニ依リ所謂國家ノ承認 (即チ時ニ所謂獨立ノ承認) ヲ受ケネバナラヌ。國家ノ承認ハ、別國家ガ國家トシテ成立シタルノ事實ヲ承認スルニ止マラスシテ、其國際關係ノ一員トシテ、國際法上ノ權利義務ノ主體タルコトヲ承認スルノ他國家ノ意思ヲ表示ヲ管ムノデアアル。國家ハ他國家ニ依リ所謂國家ノ承認ヲ受ケテ

大東亞省

必要ナリ  
 其解除及獨立宣言トモ一方ノ獨立承認又ハ條約締結トノ間ニ若干時日ヲ置ク場合ニ於テハ石ノ政治的效果ハ益々増大スヘシ  
 石ノ期間中ハ比島ノ政治ニ付キテハ比島政府カ益々責任ヲ有スルモ其ノ間ノ施政ニシテ適ヲ得サルモノアラハ我方トシテ新比島ニ對シ如何ナル態度ヲモ味リ得ル事ナリ條約ヲ締結ヤス比島ノ獨立ヲ承認ヤサルハ勿論新比島國ヲ保護占領シ又ハ新比島ニ宣戦スルモ用ナリ而テ石期間中車線的ニハ日本軍ハ防衛及觀望遂行上必要トスル如何ナル位置ヲモ味リ得ヘキ地位ニ任リ(宛モ十二月八日日本軍「タイ」ニ進駐後同條約締結ニ至ル迄ノ期間ノ如シ

大東亞省

極秘

1575

戦争完遂ニ付テノ協力ニ關スル日本國「フィリピン」  
 國共同宣言

大日本帝國政府及「フィリピン」共和國政府ハ  
 兩國緊密ニ協力シテ米英兩國ニ對スル共同ノ戦争ヲ完遂シ大東亞ヲ  
 於テ連義ニ基ク新秩序ヲ建設シテ世界全般ノ公正ナル新秩序ノ招  
 徠ニ貢獻センコトヲ期シ左ノ通宣言ス

大日本帝國及「フィリピン」共和國ハ米國及英國ニ對スル共同ノ  
 戦争ヲ完遂スル爲メ勳ノ決意ト信念トヲ以テ軍事上、政治上及經  
 済上完全ナル協力ヲ爲ス

昭和十八年 月 日即チ 年 月 日ニ  
 於テ

外務省

日本標準規格 B5

0 43

1575

如メテ國際法ノ王座トナルヲ得ルニ主ルノテアル。但シ承認ガ  
 家ヲシテ國家タラシムルモノニ非ズシテ、國家ハ承認ヲ須タズシテ  
 成立スルコトニ違ベタル所ヲ知クデアアル。

大東亞省

日本標準規格 B5

0 42

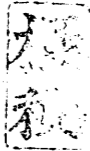
REEL No. A-1210

	自「日」同盟條約の生效條理の修正に關スル件
	前條約案の生效條理ヲ凡通條修正ス
	才四條
	右條約の日本國及「イリピン」國ニ於テ其ノ批准ヲ了スルルヨリ是ニ施行セラルヘシ
	才五條
	右條約の成立ニ付「連」批准セラルベシ 批准書ノ交換ハ（「上」ヨリ）「下」ニ付テ成ルベシ

外務省

	「日」同盟條約の生效條理の修正に關スル件
	前條約案の生效條理ヲ凡通條修正ス
	才四條
	右條約の日本國及「イリピン」國ニ於テ其ノ批准ヲ了スルルヨリ是ニ施行セラルヘシ
	才五條
	右條約の成立ニ付「連」批准セラルベシ 批准書ノ交換ハ（「上」ヨリ）「下」ニ付テ成ルベシ
	「日」同盟條約の生效條理の修正に關スル件
	前條約案の生效條理ヲ凡通條修正ス
	才四條
	右條約の日本國及「イリピン」國ニ於テ其ノ批准ヲ了スルルヨリ是ニ施行セラルヘシ
	才五條
	右條約の成立ニ付「連」批准セラルベシ 批准書ノ交換ハ（「上」ヨリ）「下」ニ付テ成ルベシ

外務省



1575

日「ビ」同盟條約案發效條項修正ニ關スル件  
本條約案ノ發效條項ヲ左ノ通修正ス

第四條

本條約ハ日本國及「フィリピン」國ニ於テ其ノ批准ヲ了シタル日ヨ  
リ實施セラルベシ

第五條

本條約ハ成ルベク速ニ批准セラルベシ批准書ノ交換ハ  
於テ成ルベク速ニ行ハルベシ

外務省

(日本標準規格B5)

0 62

1575

原綴本

Part of minute of the celebration in Manila

entre et

— 國有了解及在野の了解 (1921年) —

Part. 718, (1952.10.22)

Entente 3冊 (1914.12.12 及び 1914.12.12)

Publication 1冊 (1914.12.12)

Index 2冊 (1914.12.12)

1914.12.12

90.154

0 63

REEL No. A-1210

日「ビ」同盟條約案發效條項修正ニ關スル件  
 本條約案ノ發效條項ヲ左ノ通修正ス  
 第四條  
 本條約ハ日本國及「フィリピン」國ニ於テ其ノ批准ヲ了シタル日ヨ  
 リ實施セララルベシ  
 第五條  
 本條約ハ成ルベク速ニ批准セララルベシ批准書ノ交換ハ  
 於テ成ルベク速ニ行ハルベシ

外務省

Parte 1. *Parte 1. 1800-1805*  
 Parte 2. *Parte 2. 1806-1810*  
 Parte 3. *Parte 3. 1811-1815*  
 Parte 4. *Parte 4. 1816-1820*  
 Parte 5. *Parte 5. 1821-1825*  
 Parte 6. *Parte 6. 1826-1830*  
 Parte 7. *Parte 7. 1831-1835*  
 Parte 8. *Parte 8. 1836-1840*  
 Parte 9. *Parte 9. 1841-1845*  
 Parte 10. *Parte 10. 1846-1850*  
 Parte 11. *Parte 11. 1851-1855*  
 Parte 12. *Parte 12. 1856-1860*  
 Parte 13. *Parte 13. 1861-1865*  
 Parte 14. *Parte 14. 1866-1870*  
 Parte 15. *Parte 15. 1871-1875*  
 Parte 16. *Parte 16. 1876-1880*  
 Parte 17. *Parte 17. 1881-1885*  
 Parte 18. *Parte 18. 1886-1890*  
 Parte 19. *Parte 19. 1891-1895*  
 Parte 20. *Parte 20. 1896-1900*

1575

日本國「フィリピン」國間同盟條約

大日本帝國天皇陛下及「フィリピン」共和國大統領へ

日本國ガ「フィリピン」國ヲ獨立國家トシテ承認シタルニ因リ

兩國ハ相互ニ替隣トシテ其ノ自主獨立ヲ尊重シツツ緊密ニ協力シテ

道義ニ基ク大東亞ヲ建設シ以テ世界全般ノ平和ニ貢獻センコトヲ別

シ確乎不動ノ決意ヲ以テ之ガ障害タル一切ノ禍根ヲ拔キ去ルコトヲ

欲シ之ガ爲同盟條約ヲ締結スルコトニ決シ左ノ如ク各兵ノ全權委員

ヲ任命セリ

大日本帝國天皇陛下

「フィリピン」共和國大統領

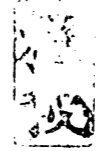
右各全權委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之ガ良好妥當ナルヲ認メ

タル後左ノ諸條ヲ協定セリ

外務省

(日本標準規格B5)

0 132



1575

昭和十八年九月

日本國「フィリピン」國間同盟條約

條約局第一課

外務省

(日本標準規格B5)

0 131

REEL No. A-1210

0236

アジア歴史資料センター

第一條  
締約國同ニハ相互ニ其ノ主權及領土ノ尊重ノ基礎ニ於テ永久ニ善隣友好ノ關係アルベシ

第二條  
締約國ハ大東亞ノ建設及安定確保ノ爲相互ニ緊密ニ協力シ有ラユル援助ヲ爲スベシ

第三條  
本條約ノ實施ノ爲必要ナル細目ハ締約國當該旨意間ニ協議次定セラ  
ルベシ

第四條  
本條約ハ締約國ニ於テ其ノ批准ヲ了シタル日ヨリ實施セララルベシ

第五條  
本條約ハ成ルベク速ニ批准セララルベシ批准書ノ交換ハ

(日本標準規格B5)

0 133

外務省

於テ成ルベク速ニ行ハルベシ

右證據トシテ各全權委員ハ本條約ニ署名調印セリ

昭和 年 月 日即チ 年 月 日

ニ於テ本書二通ヲ作成ス

(日本標準規格B5)

0 134

外務省



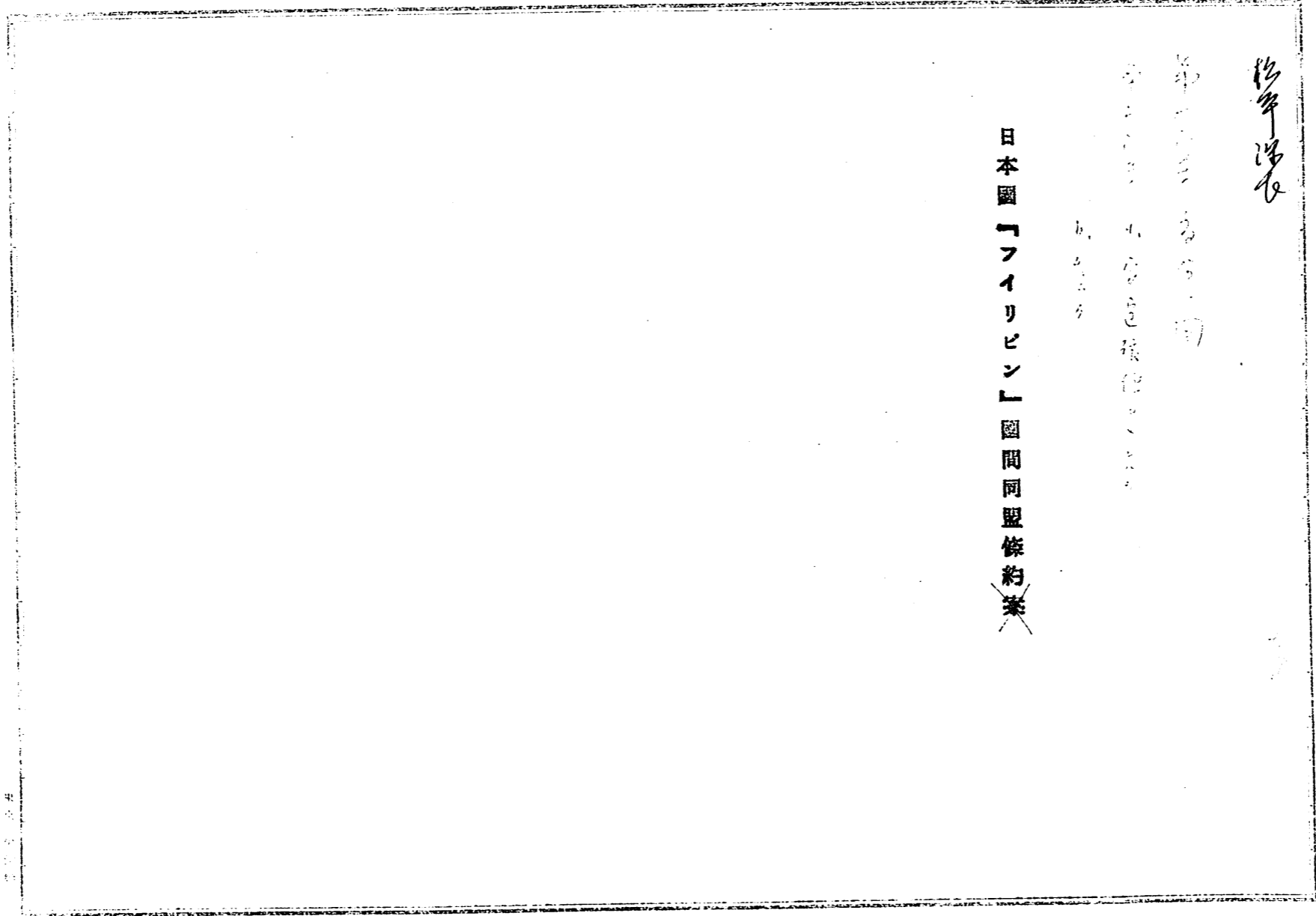
1575

九部ノ内第六號

移筆 浮世

第...  
...  
...

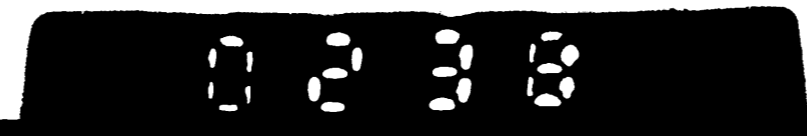
日本國「フィリピン」國間同盟條約案



陸軍

0 135

REEL No. A-1210





日本國「フィリピン」國間同盟條約

大日本帝國天皇陛下及

「フィリピン」共和國大統領ハ

日本國カ「フィリピン」國ヲ獨立國家トシテ承認シタルニ因リ

兩國ハ相互ニ善隣トシテ其ノ自主獨立ヲ尊重シツツ緊密ニ協力シテ

道義ニ基ク大東亞ヲ建設シ以テ世界全般ノ平和ニ貢獻センコトヲ期

シ

シ

シ

シ

命セリ

大日本帝國天皇陛下

「フィリピン」共和國大統領

右各全權委員ハ互ニ其ノ全權委員狀ヲ示シ之ガ良好妥當ナルヲ認メ

タル後左ノ諸條ヲ協定セリ

第一條

日本國及「フィリピン」國間ニハ相互ニ其ノ主權及領土ノ尊重ノ基  
礎ニ於テ永久ニ善隣友好ノ關係アルベシ

第二條

日本國及「フィリピン」國ハ大東亞戰爭完遂ノ爲政治上、軍事上及

0 136

0.137

經濟上緊密ナル協力ヲ爲スヘシ

第三條

日本國及「フィリピン」國へ大東亞ノ建設ノ爲相互ニ緊密ニ協力スヘシ

第四條

本條約ノ實施ノ爲必要ナル細目へ兩國當該官憲間ニ協議決定セラレヘシ

第五條

本條約へ批准セラルベク其ノ批准書へ成ル可ク連ニ於テ交換セラルヘシ

本協定へ批准書交換ノ日ヨリ之ヲ實施スヘシ

右證據トシテ各全權委員へ本條約ニ署名調印セリ

昭和十一年三月二十一日  
東京  
日本國全權委員 齋藤實  
「フィリピン」國全權委員 何塞・マリア・オサダ

0 139

0 138

REEL No. A-1210

附 屬 條 約 (了解事項)

第二條ニ規定スル大東亞戰爭完遂ノ爲ノ軍事上ノ協力ノ主タル様態  
ヘ左ノ通りナルヘシ

「フィリピン」國ヘ日本國ノ爲スヘキ軍事行動ノ爲一切ノ便宜ヲ供  
與スヘク又日本國及「フィリピン」國ヘ「フィリピン」ノ防衛ニ付  
キ相互ニ緊密ニ協力スヘシ

0 140

REEL No. A-1210

0 2 4 1

<p>25 日本国「フィリピン」国同盟條約附屬了解事項</p>	<p><del>日本国「フィリピン」国同盟條約附屬了解事項</del></p>	<p>27 條約ヲニ條ニ付</p>	<p>30 不條トシテ大東亞戰爭迄遂ニ其ノ軍事上ノ協力ノ意ヲ能ク示ス</p>	<p>左ノ通トス</p>	<p>29 「フィリピン」国ハ日本国ノ為ニ軍事行動ノ為ニ一切便宜ヲ供与ス</p>	<p>ベトナムヲ包含スル「フィリピン」国ハ「フィリピン」国防衛ニ付相互ニ協力を交ス</p>	<p>ニ協カスベシ</p>
-------------------------------------	-----------------------------------------	-----------------------	--------------------------------------------	--------------	----------------------------------------------	-----------------------------------------------	---------------

外務省

0 142

拾 1575

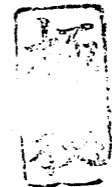
<p>日本国「フィリピン」国同盟條約附屬了解事項</p>
------------------------------

外務省

0 141



1575



日本國「フィリピン」國同盟條約研究案

陸軍

0 145

REEL No. A-1210

0 2 4 4

アジア歴史資料センター

陸軍

日本國「フィリピン」國間同盟條約

大日本帝國天皇陛下及

「フィリピン」共和國大統領ハ

日本國ガ「フィリピン」國ヲ獨立國家トシテ承認シタルニ因リ

兩國ハ相互ニ善隣トシテ其ノ自主獨立ヲ尊重シツツ緊密ニ協力シテ

道義ニ基ク大東亞ヲ建設シ以テ世界全般ノ平和ニ貢獻センコトヲ期

シ

確乎不動ノ決意ヲ以テ之カ障害タル一切ノ禍根ヲ排除センコトヲ欲

シ

之カ爲同盟條約ヲ締結スルコトニ決シ左ノ如ク各其ノ全權委員ヲ任

命セリ

大日本帝國天皇陛下

「フィリピン」共和國大統領

右各全權委員ハ互ニ其ノ全權委員狀ヲ示シ之カ良好妥當ナルヲ認め

タル後左ノ諸條ヲ協定セリ

第一條

日本國及「フィリピン」國ハ大東亞戰爭完遂ノ爲各般ニ互リ有ラユ  
ル協力及支援ヲ爲スヘシ

第二條

日本國及「フィリピン」國國ニハ相互ニ其ノ主權及領土ノ尊重ノ基

軍部小冊子

確ニ於テ永久ニ善隣友好ノ關係アルヘシ

第三條

日本國及「フィリピン」國ハ大東亞ノ建設及防衛ノ爲相互ニ緊密ニ協力スヘシ

第四條

本條約ノ實施ノ爲必要ナル細目ハ兩國當該官憲間ニ協議決定セラルヘシ

第五條

本條約ハ批准セラルヘク其ノ批准書ハ成ル可ク速ニ交換セラルヘシ

本協定ハ批准書交換ノ日ヨリ之ヲ實施スヘシ

右證據トシテ各益權委員ハ本條約ニ署名調印セリ

陸軍